明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（厚生労働一一）　一
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一〇）　二
〔告　示〕
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働五〇）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二九七）　三
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等を定めた件（経済産業三〇）　三六
○都市計画に関する件（東北地方整備局三九～四二）　三七
○道路に関する件（同四三、四四）　三七
○道路に関する件（関東地方整備局四九、五〇、五三、五四）　三七
○自動車専用道路に関する件（同五一、五二）　三九
○道路に関する件（中部地方整備局一九）　三九
○道路に関する件（四国地方整備局一二）　三九
○道路に関する件（九州地方整備局三〇～三四）　三九
○道路に関する件（沖縄総合事務局三）　四〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、入札、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、企業年金基金変更関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇三

## 省　令

### ○厚生労働省令第十一号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条・第二条）
第二章　経過措置（第三条・第四条）
附則

**第一章**　関係省令の整備

（国民年金法施行規則の一部改正）

**第一条**　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号イ中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第五条を次のように改める。

**第五条**　削除

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十六条第一項第四号イ中「附則第十二条第一項第八号から第十九号まで」を「附則第十二条第一項第十八号から第二十号まで」に改め、同条第二項第六号を次のように改める。

六　削除

第十六条第二項第七号中「附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から第十九号までの規定に該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）」を「附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者」に改める。

第六十三条の三第一項第五号イ中「附則第十二条第一項第八号から第十九号まで」を「附則第十二条第一項第十八号から第二十号まで」に改め、同条第二項第七号を次のように改める。

七　削除

第六十三条の三第二項第八号中「附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から第十九号までの規定に該当する者（同項第十六号の規定に該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）」を「附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者」に改める。